

平成25年度
秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験実施要項

秋田県教育委員会

- ・受付期間 平成24年11月19日(月)～11月30日(金)
- ・選考試験 平成25年 1月 7日(月)～ 1月 9日(水)

秋田県教育委員会は、次の目標を掲げて学校教育の充実を図っています。

豊かな人間性を育む学校教育

- | | | | | |
|-----|------------|---|---|------------------|
| I | 思いやりの心を育てる | — | 1 | 人間愛の大切さの体得 |
| | | | 2 | 開かれた心の育成 |
| II | 心と体を鍛える | — | 1 | 生きぬくたくましさの育成 |
| | | | 2 | 働くことの喜びの体得と意義の理解 |
| III | 基礎学力の向上を図る | — | 1 | 自ら学ぶ意欲と態度の育成 |
| | | | 2 | 児童生徒の個性と能力の伸長 |
| IV | 教師の力量を高める | — | 1 | 幅広い識見と教育愛のかん養 |
| | | | 2 | 社会の変化に即応した研修の充実 |

秋田県は目指す教職員像として、

「児童生徒に夢をはぐくみ、ふるさと秋田の未来を

たくましく切り拓いていく児童生徒を育成する教職員」

を掲げ、次のような栄養教諭を求めています。

- 1 教育者としての使命感を持っている人
 - 2 人間の成長・発達について深い理解がある人
 - 3 幼児・児童・生徒に対する教育的愛情を持っている人
 - 4 食に関する指導や学校給食の管理等に関する専門的知識、広く豊かな教養がある人
 - 5 教職員・保護者・地域社会等と連携し、食に関する指導や地場産物活用を幅広く展開できる企画力や調整力のある人
 - 6 得意分野を持つ個性豊かな人
- そしてこれらを基盤とした実践的指導力を有する人

1 採用予定人員及び受験資格

(1) 採用予定人員

栄養教諭 若干名

※選考試験の結果、本県が求める人材がない場合は、採用者なしの場合もあります。

(2) 受験資格

次の①と②のいずれも満たす者。

① 秋田県内の市町村立学校又は県立学校の学校栄養職員の現職（3年以上の勤務経験（臨時職員の経験年数を除く）を有する者）又は経験者（秋田県の学校栄養職員として採用され、現在、市町村や県の部局、国立学校に勤務している者等）

② 栄養教諭普通免許状（専修・一種・二種）を有する者又は取得見込み（平成25年3月末日まで）の者

学校教育法第9条、地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁固以上の刑に処せられた者
- 3 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 本県公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 選考方法

(1) 選考試験 ① 小論文試験

② 面接試験（模擬授業、専門等に関する面接）

(2) 選考結果 ① 小論文、面接、提出書類等を総合的に判断して決定します。

② 平成25年2月上旬に最終決定し、本人あてに通知します。

3 選考日時及び選考会場等

(1) 日 時：平成25年1月7日（月）～9日（水）

① 受 付：1月7日（月）午後1時～1時20分

② 小論文試験：1月7日（月）午後1時30分～3時30分

③ 面接試験の日時については、出願書類受領書兼受験票返送時に連絡します。

(2) 会 場：秋田県自治研修所（潟上市天王字追分西29-76）

(3) 追試験は実施しません。

(4) 受験を辞退する場合は必ず電話で連絡してください。

4 出願書類配付及び出願方法等

(1) 出願書類配付

出願書類は平成24年11月2日（金）から、所属長を通じて配付します。

(2) 出願方法

出願書類一式を角形2号の封筒に入れ、下記宛に「特定記録郵便」で郵送してくだ

さい。封筒の表には、「栄養教諭採用候補者選考試験出願」と朱書きしてください。
なお、持参による出願はできません。

〈宛先〉〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 秋田県教育庁保健体育課

(3) 受付期間

平成24年11月19日(月)～11月30日(金) (30日当日の消印有効)

5 出願書類

(1) 平成25年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験志願票(別紙様式1-1及び様式1-2)

(2) 活動報告書(別紙様式2)

※活動や実績等を証明する資料等があれば、添付してください。

(3) 出願書類受領書兼受験票(別紙様式3:氏名を記入したもの)

(4) 返信用封筒2通 (出願書類受領書兼受験票送付用……1通)
(定型) (選考試験結果通知送付用……1通)

※ 2通とも定形の封筒には郵便番号、住所、氏名等を記入し、それぞれ240円分の切手を貼付してください。表面に「特定記録郵便」と表記すること。

なお、提出書類は一切返却しません。

6 選考結果の簡易開示

不合格者の選考結果については、開示請求することができます。

開示請求を行う場合、事前に保健体育課に連絡を取り、当日は受験者本人であることを証明できる身分証明書等を持参の上、受験者本人が来庁ください。

① 開示内容……選考試験の不合格者ランク

② 開示請求できる人……選考試験の受験者本人

③ 開示場所……県教育庁保健体育課(秋田県庁第二庁舎7階)

④ 開示時間……平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

⑤ 開示期間……本人あて通知発送の日から1か月(ただし、土・日・祝日を除く)

7 配置

栄養教諭については、一般教諭と同様に全県的視野に立った地域間交流や広域での配置もあることを御承知おきください。

8 問い合わせ先

秋田県教育庁保健体育課 健康教育・食育班 副主幹(兼)班長 小川 昌彦

電話 018-860-5203

平日の午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は閉庁)にお問い合わせください。